

平成24年第2回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

開会期日 平成24年6月12日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(11名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	大石哲雄
5番	畑山豊	6番	奥田誠
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井潤治		

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	梅本昭二三
会計管理者	和田精之	総務政策課長	山本敏章
総務政策課 企画員	植本亮	総務政策課 企画員	森岡真輝
総務政策課 企画員	水口和洋	総務政策課 企画員	山本剛士
住民生活課長	藪内博文	住民生活課 企画員	原宗男
住民生活課 企画員	坂本巖	税務課長	笠松眞年
税務課企画員	平田敏隆	税務課企画員	橋本秀行

産業建設課長	植本敏雄	産業建設課員 企画員	菅谷雄二
産業建設課員 企画員	三栖啓功	上下水道課長	福田睦巳
上下水道課員 企画員	川口孝志	上下水道課員 企画員	谷本芳朋
教育委員会 総務課長	家高英宏	教育委員会 生涯学習課長	山崎一光

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

開 会 午前 9 時 3 0 分

議長（大石哲雄）

ただいまの出席議員は 10 名でございます。

畑山議員からは遅刻届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 24 年第 2 回上富田町議会定例会第 2 日目を開会いたします。

本日も上着を取っていただいて結構かと思えます。当局の方も上着を取っていただいて結構です。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9 時 3 1 分

（議会運営委員会開催）

再開 午前 9 時 4 2 分

議長（大石哲雄）

再開します。

畑山議員さんが出席されておりますので、報告申し上げます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

お手元に配付しております 12 番、井澗議員さんの質問項目の中で「その他」と記載しておられますが、議会運営委員会で協議の結果、削除といたします。なお、今後の取り扱いについても同様となりますのでご注意ください。

日程第 1 一般質問

議長（大石哲雄）

日程第 1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

12 番、井澗 治君。

12 番（井澗 治）

おはようございます。

今、議長からお話がありました「その他」につきましては、町当局との打ち合わせのときにそういう今の同じような質問をされまして、中身は何ですかという話の中で、いや、これは新しくするのではないよということで了解していただいていたのですが、

議会運営委員会でそういうことになれば、今後、注意しておきたいというふうに思います。

質問に入りたいと思います。

私は住民が主人公の町政をつくるということで、町民にかわってどうしてもこの本会議で聞かなければならないこと、町の発展をどうさせていくかという住民本位の町政についての質問を町長を始め各課長、企画員に質問したいと思います。

まず、1番目の財政運営の現時点と今後の将来の方向性についての問題です。

町財政の現時点と今後の方向については、非常にこの上富田町だけではなく、全体として、地方自治体を預かる首長の苦痛というのですか、苦難というのですか、そういうものが彷彿と出てくるような中身がたくさんあります。特に財政の中ではそれが大きいというふうに思います。

そこでそのことをお聞きするのですが、その前に、今、この日本、日本というよりも上富田町の住民が受けてきた、受けている住民負担の状況、それがどうなっているかということはこの質問をする前に先に言うておかなければいけませんので、若干時間を取りたいと思うのです。

まず住民負担の状況ですけれども、その中でも特に高齢者の、あるいは年金生活者の負担というのは大変です。

例えば年金の引き下げで、2012年4月から物価スライド0.3%の減額、それから12年10月から、12月支払い分から0.9%引き下げる。2013年4月から0.8%、2014年4月から0.8%と合計2.8%、3年間にわたって年金を引き下げることになっております。これも大変なことでありまして。

年金の掛金でありますけれども、国民年金については今年40円安くなりました。値下げしております。それでも年額17万9,760円という年金の掛金になります。

厚生年金は平成24年8月までは月給の16.412%、これは折半ですけれども。9月からは16.766%、それから平成25年9月からは17.12%、平成26年9月からは17.474%と負担が増えていきます。これが1つです。

それから協会けんぽ、中小企業の労働者の健保ですけれども、その保険料が9.5%から10%に、これは折半ですけれども引き上げられます。

標準報酬の月額28万円の場合、医療分不足2号保険料でいきますと、実に3万856円から3万2,396円に、1,540円の負担増になります。これは2分の1でありますけれども。

それから、児童扶養手当が月4万1,550円から4万1,430円になります。

子ども手当ですけれども、これは児童手当に名前が改称されました、民主党の中で。

支給額は子供1人当たり1万5,000円から1万円に、6月から所得制限以上の世帯は5,000円の減額をするということになっております。

介護保険の第5期分ですね。65歳以上の保険料、標準額表が決まりました。全国平均では876円の値上げであります。月で5,501円アップ、これは全国平均であります。上富田町では4,962円から5,656円、14%の上昇であります。694円の負担増となります。

それでも、しかし、年間にしますと5万9,544円から6万9,872円と、8,328円の負担増というふうになるわけであります。

さらに、住民税の年少扶養控除が6月から廃止で、1人につき月住民税が平均2,750円ほど増えます。そうなります。

また、国保税、後期高齢者、前期高齢者の医療保険料の引き上げがあります。

生活援助の基本的時間短縮というので、60分から45分になります。

こういうふうに平成24年度の負担増というのは新しく明らかになってきているわけですが、これまでも、これまでももう本当にすごい負担増がつけられてきたわけですね。特に小泉内閣以来の構造改革路線というのがあります。新自由主義というのですか。社会保障は大きく崩れてきております。

例えば、小泉自民党・公明連立政権の5年半でどんなになってきたかといいますと、労働者の問題では、平成15年4月には雇用保険法が改悪されまして、失業保険の給付日数が大体30日、段階的に少なくなっております。180日だったのが150日、150日が120日、最初の5年以内は90日ということですが、とにかく30日間、1カ月分は少なくなったということでありまして。

それから平成16年6月には年金法の改正で、厚生年金、保険料、毎年0.354%引き上げるということになっております。

それから、雇用保険料の掛金も高くなります。

国民年金は平成16年の国民年金法改正で、毎年、月額280円の引き上げということで、平成29年には1人当たり1万6,900円になります。年間で20万2,800円、これで一応頭打ちをして、そこから平準化していくというようになっております。

次に、医療です。

平成14年7月の医療改悪で、高齢者の窓口負担が入りました。一般低所得者70歳から74歳は、現在、1割負担から、平成20年4月からは2割にするということになっておりました。75歳以上は1割のままですけども。現役並みでは、所得税額が145万円以上の人については2割から、平成18年10月から3割になると。平成20年、75歳以上の人全員加入する後期高齢者医療を創設しました。保険料1人平均7万4,

000円、月に6,200円、保険料を年金から差っ引きするということが決まっております。

それから、療養病床ですね。70歳以上入院で、平成18年10月から食料の全額、あるいは水とか光熱費の居住負担が自己負担に改悪されております。これを平成20年から65歳以上にさらに広げていきます。

税金ですけれども、所得税、配偶者特別控除廃止が平成16年1月、それから住民税の特別控除廃止が同じようになっております。平成17年1月には、所得税の公的年金控除が140万から120万に切り下げられました。それから平成16年1月には高齢者控除の廃止、48万円が引けなくなりました。平成18年1月から所得税の定率減税を半額にし、あるいは住民税も7.5%、半額になっております。

それから生活保護費、これは平成16年4月から生活保護費の老齢加算が削減されております。平成17年7月には母子加算が減額されております。

介護保険は、平成17年6月、介護保険法の改悪で施設入所者の食費、居住費の全額自己負担になっております。それから要支援、要介護1の介護サービス見直し、削減されております。

平成17年には障害者自立支援法が成立しまして、障害者福祉サービスの利用料が定率1割負担になっております。施設、グループホーム入所者の食料、居住費も全部負担増になっております。

こういうふうにもものすごい負担が入ってきたわけですね。

そういう中であって、今回は、今、国会で税と社会保障の一体改革という名のもとに、いろんな取引、あるいは連合、いろんなことをやられております。今度、野田内閣は、要するに社会保障と税の一体改革という触れ込みで消費税10%へ向けているような形でやっておりますけれども、現在、民主、自民、公明の3党が協議を始めております。そして、成案をつくって15日までに採決するという方向が打ち出されているわけですが、これはどうなるかはわかりません。

しかし、この社会保障と税の一体改革で、住民負担は新しく20兆円の負担になります。なぜならば消費税が新たに5%分で約13兆円、もうちょっとありますけれども。それから、年金給付の減額で3兆円です。既に決まっている年金保険料引き上げで、住民負担を含めると20兆円という負担増が新しく加わるわけです。

上富田町はちなみに、消費税ですけれども22億9,390万円、町民負担になります。それは1人当たり15万814円、7万5,407円の負担増であります。1世帯当たりになりますと36万3,302円、18万1,651円の負担増になると、こういう計算になるわけですね。

その中で、私は質問をするわけです。

次にそこへ出てくるのは、地方自治体はどうだったかという問題であります。

そこで1つの質問は、町の地方債ですね、債務と書いてありますけど地方債です。地方債の現状と将来について。一般会計、特別会計、一部事務組合、紀南病院などの町が責任を持って納めなきゃならない負担分、その地方債の合計、最終年度の支出額、そういうのを一覧表にさせていただきたいと思います。これはもう既にいただいておりますけれども、それぞれについて答弁をしていただきたいと思います。

次に2つ目の問題は、公債費ですね。この地方債の状況の中で公債費の状況を見てみたいと思うのです。それも各会計ごとの地方債の問題が出ておりますけれども、それも一覧表にされていると思いますので、それぞれ答弁をしていただきたいと思いますというふうに思います。

こういう結果につきましては、町長はもう報告を受けてご存じだと思うのですけれども、どういうふうにこの問題を見詰めて、そして、今後、どういう財政運営をなされるのかという問題につきましては、町長、恐らくまだ2期、3期、やられるのだらうと思うのですけれども、非常にその問題をちゃんとしておかんことには、後々、この町は自主独立、要するに合併しない町として、今、栄えてきているわけですね。その中で非常に示唆に富んだ問題がたくさんありますので、ひとつそこらをどうするかということを書いておきたいというふうに思います。

次に、こういう問題は、2番目のところですけども、日本国の憲法とか、あるいは地方自治の本旨というところにちゃんと書かれているわけですね。日本国憲法第25条といたら、生存権を記したところです。これはもう町長も空暗記されていると思います。地方自治法につきましては総則のところの第1条の　　のところ、地方自治の本旨とはどういうものなのかということに触れられております。

こういう法律がある中での対処としては、地方自治体の財政運営の中で、この憲法第25条、それから地方自治法の本旨というものがどういうふうに生かされていくかということが非常に、今後、この町が発展するかどうか、町民の暮らしを守れるかどうかというのは大きな問題になってくるかと思うのです。

というのは、今、私が読み上げたようにものすごい負担があるのです。だから、2009年のチェンジ、変えましょう、変えましょう、変えましょう、変えなあかんね、変えなあかんねと政権が交代したわけですね。そのツケがどんどん、今、出てきているわけですけども。そのことは、しかし、それは変えられていないわけです、民主党政権になっても。

さらにそれに追い打ちをかけるように、社会保障と税の一体化というような路線で2

0兆円の負担増を町民に、国民に押しつけてきているわけですね。

そういう中で町政は、ますます首長たる人たちは困難を極めるし、そして、そのことを自覚しながら同時に、その憲法第25条の地方自治法の本旨を守るという、遵守するということが非常に重要になってくるかというふうに思うので、そののところをひとつお聞きしたいと思います。これは、まず1番目の問題です。

次に、2番目の問題です。国民健康保険の問題です。これは、1番の問題とリンクしているのですね。なぜリンクしているかといったら、国民健康保険の加入状況、あるいは所得状況というのを見ていくと、今の上富田の状況というのは日本の社会の状況と全く同じになってきているのですね。

例えば所得層を見ていきますと、100万、200万以下の人がほとんど8割まで占めるというような状況というのですか、そういうふうに、国保で見えていますと本当にそうってきているのですね。だから、要するに中間層だった人が、皆、そのもう1つ下の段階におりてきた。つまり、格差社会がもう本当に上富田でも明瞭に出てきているという状況があるのですね。

ですから、そこで国保の問題を聞きたいと思うのです。

1つは、3月議会で私は、隣接町との比較の問題であまりにも乖離があるじゃないかということを経つかのサンプリングをしていただいて挙げました。それによりますと、町はその数字をきちっと出してきました。それを見ますと、あまりにも白浜やすさみや、まだ串本も入れてみたら非常にお金はわかりやすいのですが、ものすごい負担差というのは、同じ税率、同じ条件の中であるのですね。

これは、なぜこんなことが起こり得るのかと、なぜ起こるのだろうかということが、私はこの分析をしてほしいということで、そのときはそのことについては答弁がありませんでした。宿題ということにしておいたわけですね。今回は、ひとつそれをお聞きしたいというように思います。

次に、国保税の被保険者全体の分析についてですけれども、これも分析をする必要があると私は先ほど若干述べましたけれども。それも、当局がこういう表をつくったのですね。そうしますとね、これでいきますと200万以下の方がもう圧倒的に多いのですよね。見てください、これ。ここへ収斂してしまっているのです。もちろんその支払いの問題については、7割減とか5割減や2割減がありますよ。でも、所得そのものがものすごく低いのですよ。低い層が入ってきているということですね。

こういう状況の中にあるのですけれども、それについて、その分布についてどういう問題意識を持って今後の国民健康保険会計の運営になっていかないかのかという問題であります。

そこで、これは私の見解ですけれども、その下に国民健康保険法第44条との関係でどうですかと書いています。国民健康保険法の第44条については、一部負担の軽減ないしまたは免除というのは規定されているのですが、これには要綱をつくって対応をしております。ほとんどの自治体とは言いませんけれども、主立ったところではその対応をしているわけですね。それがどうなっていくのかということで分析していきますと、上富田町のこの200万以下の世帯というのは、この対象者の中に全部入ってしまうのじゃないか。全部入ってしまうのじゃないかというふうに思うのです。そこはどのような見解を持つかという問題であります。

次に3番目の問題は、窓口の一部負担の軽減の問題です。

だから、そういう意味でいきますと、これは申請しなければ免除とか負担とかというんなことはできませんのですが、これは国保に加入されている方がみんなそれを知っているのだろうかという問題ですね。

窓口一部負担の問題に限っていきますと、そういうことがどんなに件数があるようになってきているのだろうかという問題があるのです。恐らくこれはそういう減免制度があると、44条があるということを多くの加入者は知らないで過ごしてきているのじゃないかと。確かに保険料そのものは7割減、5割減、2割減というので軽減されますけれども、医者にかかる時は所得が低いわけですから大変な負担になるわけですね。そのときにその窓口の一部負担というのは、こういうことがあるのだよということを知らないままに過ごされてきているのではないかと。現状、どうなっているかという問題であります。

次に、この会計への一般会計からの法定外繰り入れの問題です。

国保財政が非常に厳しいよと。町長も、これは本当に頭を痛めていると私は思うのですよ。町長を責めているわけじゃないのですが、本当にこれは大変ですよ。ですから、この一般会計の法定外繰り入れというのはね、どこの市町村でも大変苦慮しているのです。だけど、それをどうしているかという問題ですね、そのところを。

私は、その総額というのをひとまとめにして表にさせていただいておりますけれども、それについてご答弁を願いたいと。それは事務方で結構でございますので、近隣との関係、法定外繰り入れの状況ですね、それが1世帯当たり、1人当たりについてどれだけの繰り入れをされておるか。

それから、保険料の分布の問題です。差の問題です。

例えば、平成23年度国民健康保険税で所得100万円の人で、1のモデルとして、現役40代、夫婦と子供2人の4人世帯の場合には医療費の保険税はどのぐらいになるかと。その場合の1人当たりの金額は、4人で割ってみますとどんなになるかと。

2つ目には、同じような所得100万の場合で、65歳から74歳以下で年金生活者、高齢者夫婦のみの2人世帯の場合の保険料ですね。

それから同じように100万円の所得で、65歳以上74歳以下で年金生活者の独居者、ひとり暮らしの人ですね、これがどうなるかという問題です。

次に大きなケースの2です。その別表と書いてあるののケース2の大きな2、2番目では、所得200万円で現役40歳代、夫婦と子供2人の4人世帯の場合には国民健康保険税はどうなるかと。

それから同じような条件で、65歳以上74歳以下で年金生活者、高齢者夫婦のみの2人世帯はどうなるか。

それから3番目は、65歳以上74歳以下で年金生活の独居者、これはどういうふうに保険料になるかと。

それから、次に所得300万円以上の人で現役40代世代ですね、夫婦と子供2人の4人世帯の場合には保険税はどのぐらいになるかと。

2つ目には、65歳以上74歳以下で年金生活者、高齢者夫婦のみの2人世帯はどうなるか。

それから3番目は、65歳以上74歳以下で年金生活者の独居世帯ではどうなるかという問題であります。これをぜひひとつ明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから次に加入世帯、所得別世帯数と収納率ですね。まあ、収納率は余計なことですが聞いておきました。収納率は、世帯数はどれだけになるかと。

例えば100万円未満、100万円以上200万、200万以上300万、300万以上400万、400万以上と、この世帯でどういう分類の中に上富田の国保世帯は入っているかという問題であります。

それから加入者世帯構成員ですけども、1人世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯、全世帯との関係でいきますと、その構成比率はどういうふうになるかと。まず、このことをお聞きしておきたいと思います。

「その他」については、それはもう消しておいてください。

以上、国民健康保険の問題ではあらかじめそのことを、これは主に数字がありますので、まず事務方からお答えを願いたいと。そして、町長は政策的なことでご発言があればやっていただきたいと。お考えを聞きたいというふうに思います。

次は、3番目の問題です。障害者の問題ですね。

民主党政権は、障害者自立支援法を廃止するという公約をされました。これは、なぜ民主党政権がそういうふうにしたかといいますと、自立支援法違憲訴訟団というのとで

基本合意をしたわけですね。2009年の選挙のときに基本合意をしました。そして、それを取り下げること条件にきっぱり廃止をすると。そして、障害者の人権が尊重され、生活が支えられる総合福祉法をつくり、障害者のためのことをやると、こういうふうに約束したのですけれども、一向にそれは何かわけのわからん、恐らくこれはもうできんようになってきているのだと思いますね。そういうふうになっております。

そういう中であって、上富田の障害者の問題はどうかということ、若干これは状況をひとつお聞き、今回の質問は状況を聞くだけですけれども、お聞きしておきたいと思うのです。

例えば1つは、作業所の給与はどのぐらいのものか。

それから障害者の区分認定、これはどういうふうにされているかという問題です。

それから給食、利用者の生活と健康を支える給食の問題です。これは国の補助金もなくなっております。なくなっておりますけれども給食はやっているかと思うのですが、給食は自己負担になって、状況はどういうふうになっていますかという問題ですね。

もう1つは通所の、福祉施設へ通っている人たちですね。利用料の軽減の問題です。これは2006年4月に法が執行されまして、2007年、2008年と改正をされて、特に2008年の7月には緊急措置というのを取られました。その緊急措置の中で、一般所得制限の場合、低所得者2の場合、それから通所のみの場合とか、低所得者1の場合、生活保護の場合と、こうなっておりますけど、こういう金額は私は、今、ここで申し上げませんが、もうこれは答弁の中で言ってくれるのでしょうか、この金額が一体どういうふうには取り扱われているかという問題であります。そのことをお聞きしておきたいと思います。

全体としてこの問題は、この障害者の問題につきましては、状況というのをわかりやすくひとつ説明を願いたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

答弁願います。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

12番、井濶議員さんのご質問にお答えします。

議会の方から、一般質問の通告書をいただいております。通告書に基づきまして答弁をさせていただきますということでお願いします。

井濶議員から3項目の質問がありますが、まず初めに、財政運営の現時点と今後（将来）の方向性についてであります。

ご存じのように、当初予算を審議していただくときに、一般会計、特別会計、ともに町債の状況、現在高の調書をつけております。前の前の年の末の状況とか前年度末、当該年度の起債の見込み、元金償還見込み、そして当該年度末の現在高を載せていますし、地方債の方法についても予算に明示しております。

また、町民の皆さんには財政の状況の理解を得るために「広報かみとんだ」でお知らせしていますし、総合計画の資料編には上富田町の財政状況の概要を掲載しています。町は平成22年度は3カ年平均実質公債費比率は19.8%と18%を超えていて、決して余裕のある財政状況ではございません。

また、質問で、現在高とその債務がゼロになる最終年度とか、そのときの支出額、これを一覧表にされたいということではありますが、ご存じのように地方債の発行、借入れは年ごと、要するに毎年、また1事業ごとにしているもので、平成24年度の一般会計だけでも9事業がございまして、年度間個々の事業別の償還表となりますと、見ていただくのは結構ですが相当なボリュームになりますので、ご質問の件は要約して担当より説明させます。

ただ、説明したところで、平成24年度中にもまた新しい起債を起こしますし、25年も26年もというような格好で、毎年、町債は発行しますので、地方債残高がゼロになるということは、今の地方財政の仕組みであれば不可能であるという認識をお願いします。

しかし、ゼロに近づけることはできます。ゼロにするということは、何も事業をしないで地方債を発行しないということの意味します。また、ここ数年、三位一体の改革で地方交付税は少なくなってきていますが、この減額した分を国は、国が後年、地方交付税へ算入するという事で臨時財政対策債の発行を自治体に認めています。

本来であれば、毎年、地方交付税へ算入していただければこのようなことはありませんが、現実的には、毎年、地方債を発行することになり、この点だけでも地方債はゼロにならないということのご理解をお願いします。要するに、地方債がゼロになるというようなことは言葉自身もできないということでございます。無意味なことであるということのご理解をお願いします。

次に現状の認識であります。財政のみを考えれば地方債残高は少なくするのは努力しますし、今も行っていますが、経過的に見ますと、平成8年の標準財政規模は33億円で、そのときの普通会計ベースでは87億円の地方債残高がありました。要するに平成8年ごろは87億の地方債の残高があったという認識をお願いします。

現在の財政規模は約36億円で地方債残高は61億円で、その間、学校施設の建設、耐震化、スポーツ施設の整備の方や、現在は保育所の統合等を行っています。この間、

約16億円を減少させています。その経過を見ても、議員さんの皆さんとか町民の皆さんの協力で財政運営を行うと財政破綻を防ぐことはできます。財政の能力以上の事業を要望されても無理であり、反面、事業をストップさせ、残高が少なくなることになると問題が出てくることもあります。要するに財政の事業を見てすることが、財政破綻につながらないです。

言葉は過ぎますけど、議会の中でいろんな要望をされます。それをすべて満点にするということは、極端に言ったら財政能力以上のことになり、財政破綻につながるというご認識をいただけるように私はお願いしたいと思っております。

次に、今後の問題でございますけど、今後は庁舎の耐震化の問題とか、朝来の第2保育所、岩崎会館、公民館等、防災の観点から、耐震化事業については財政状況を見ながら計画的に整備する必要があるという考え方を持っております。

ただ残念なのは、国の方針によって地方自治体の運営は左右されます。例えば、先ほどもちょっと質問ありましたが、児童手当が子ども手当に変わり、一時は子どものための手当というような形になり、現在は児童手当と再三呼び名が変わる事業や、農業に対して中山間地域等直接支払制度、保健衛生事業では各種ワクチンの接種、児童福祉では、保育所運営等につきましては、すべて国の負担で行うことなく地方にも負担を求められています。上富田町は、これらの負担で財政が圧迫されていることも、ご理解をお願いしたい。国はいろんな政策をするけど、そのことを100%国がしないということのご理解をお願いしております。

具体的な例としましては、上富田町は保育所の運営に3億円程度しています。以前はそのうちの1億円を補助金として国からいただいていたのですが、平成24年度の当初予算を見ますと、国や県からの補助金は1億円あったものが370万円しかなくなった。あとすべてが町のお金と保育料で賄うという、こういう現実でございます。国は子供に優しい行政とはいえ、財政的にはすべて町負担が現状でございます。

まだまだあります。地籍調査もそうでございます。国は地籍調査を積極的に進めておりますけど、平成24年度の予算でいいましたら9,000万円の事業を行いますが、そのうち国、県の補助金は5,000万円、町負担が4,000万円、それが今日の地方行政の実態であるということもご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

一方、歳入から見ますと、上富田町の位置的な問題もでございます。都市部であれば人口も多く所得税が入りますし、土地とか家屋も多く多額の固定資産税が入ります。一方、上富田町は山間部の山でもございませぬ。山間部の町村でありましたら過疎事業が認められますし、過疎に対しての地方交付税もそれなりに交付されます。市町村合併しない上富田町と同じような条件の山間部のある町では、1人当たりの交付税は40万円交付

されているという事例があります。

上富田町は平成22年度は18億円で、地方交付税は1人当たり12万5,000円となります。せめて40万円の半額でございます20万円を交付されると約11億円の増収となり、思うような格好の行政はできますけど、交付税が少ないということが、極端に上富田町の行政、要するに財政圧迫になっているのも現実的な問題であるということを考えていただけるようお願いしたいと思います。

町としましては長期的なことを考えると同時に、中短期的なことを踏まえて財政運営をしますので、よろしくようお願い申し上げ、詳しくは担当より説明をさせます。

次に、日本国憲法の理念と地方自治法の本旨の実現のためにはどう対処していくのかということですが、これは町単独で物事をするということは無理という判断をしております。憲法の趣旨に沿って、国なり県なりがある程度していただくということが非常に大事ではなからうかという観点を持っていますので、その点はよろしく申し上げます。

次に2番目の国民健康保険の問題でございますけど、1つ大きな問題としては、上富田町は国民健康保険に加入している皆さん、井潤さんの質問の分析の中に、所得が少ないのです。ほかの方に比べましたら上富田町の国民健康保険税は、加入者の所得が少ないために国民健康保険税が少ないよという1つの問題がございます。

もう1点は、田辺市や白浜町のほかの市町村を見たところで、交付税の割が人口構成からしましたら少ないということがございます。

一方、極端な例を言いましたら、ほかの市町村以上にここ数年、医療費が伸びてきているというような状況でございます。

質問の趣旨につきましては担当より説明させますけど、上富田町の1つの欠点としては医療費は伸びている。加入されている方が所得が少ないがために税収が少ないのが実状であるということの1つのご理解をお願いしたいと思っております。

もう1点としましては、上富田町の場合は国保へ加入されている方は、22年度の平均では35.5%。ほかの方が協会けんぽへされているとか、共済へ加入されているとか、いろんなほかの保険へ加入されております。

そういう観点からいいましたら、特別に国民健康保険の加入者の方だけを優遇するということは、上富田町としては難しい状況であるということのご理解をいただきたいと思っております。

次に障害者の問題でありますけど、これは先ほどありましたように事務的に担当より説明をさせますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

地方債残高と償還の最終年度、それに償還終了年度までの支出額についてお答えします。

平成23年度末の地方債残高と償還終了年度につきましては、平成24年度以降、地方債の借り入れを行わないと仮定しますと、一般会計の地方債残高につきましては132件の借り入れで60億7,359万6,000円となり、償還最終年度は平成45年となります。

特別会計の宅地取得資金貸付事業の地方債残高は1,096万7,000円で、償還終了年度は平成33年度となります。

特別会計住宅新築資金貸付事業の地方債残高は4,450万3,000円で、償還終了年度は平成33年度となります。

特別会計の農業集落排水事業の地方債残高は18億4,255万円で、償還最終年度は平成46年度となります。

特別会計公共下水道事業の地方債残高は20億1,494万円で、償還終了年度は平成53年度となります。

特別会計の水道事業の地方債残高につきましては17億950万6,000円で、償還終了年度は平成51年度となります。

一般会計と特別会計を合計しますと、116億9,606万2,000円となります。

次に、上富田町が加入しております一部事務組合等の地方債残高につきまして、構成市町村の持ち分割合が、償還途中、変更される組合も一部ありますので、平成22年度の持ち分割合より算出しております。

上大中清掃施設組合の地方債残高は4,442万7,000円で、構成市町村は上富田町と田辺市です。上富田町の負担割合は67.37%としまして2,993万円、償還の最終年度は平成24年度となります。

富田川衛生施設組合の地方債残高は13億9,452万5,000円で、構成市町村は上富田町、田辺市、白浜町の3市町で、上富田町の負担割合は32.77%として4億5,698万5,000円、償還最終年度は平成32年度となります。

紀南地方老人福祉施設組合の地方債残高は4億3,429万7,000円、構成市町村は上富田町、田辺市、白浜町、すさみ町、串本町で、上富田町の負担割合は17.64%、7,660万9,000円、償還最終年度は平成33年度となります。

公立紀南病院組合の地方債残高は48億9,562万8,000円で、構成市町は上富田町、田辺市、白浜町、みなべ町で、負担割合は起債目的により負担率が異なっておりまして、新庄別館分が10.651%、新病院分が9.2%、その他分が9.46%となります。上富田町の持ち分としましては4億5,477万3,000円、償還の終了年度は平成46年度となります。

一部事務組合等の上富田町の負担分を合計しますと10億1,829万7,000円となり、一般会計、特別会計、一部事務組合等を合計しますと127億1,435万9,000円となります。

次に、地方債の償還額と一部事務組合等への上富田町の負担額ですが、一般会計の元利償還金は、平成24年度から平成45年度までの合計で66億4,642万5,000円となります。

特別会計の宅地取得資金貸付事業の元利償還金は、平成24年度から平成33年度までの合計で1,246万5,000円となります。

特別会計の住宅新築資金貸付事業の元利償還金は、平成24年度から平成33年度合計で5,072万5,000円となります。

特別会計の農業集落排水事業の元利償還金は、平成24年度から平成46年度までの合計で21億8,307万8,000円となります。

特別会計の公共下水道事業の元利償還金は、平成24年度から平成53年度合計で24億9,096万2,000円となります。

特別会計の水道事業の元利償還金は、平成24年度から平成51年度までの合計としまして20億4,274万5,000円となります。

一般会計と特別会計の元利償還金の合計では、134億2,640万円となります。

次に一部事務組合等の負担金につきましては、持ち分割合後の額となります。

上大中清掃施設組合の負担金につきましては、平成24年度で3,002万円となります。

富田川衛生施設組合の負担金は、平成24年度から平成32年度合計で4億9,980万3,000円となります。

紀南地方老人福祉施設組合の負担金は、平成24年度から平成33年度合計で8,274万円となります。

公立紀南病院組合の負担金は、平成24年度から平成45年度の合計で5億4,479万3,000円となります。

一部事務組合等の元利償還負担金の合計につきましては11億5,735万6,000円となり、一般会計、特別会計と一部事務組合等も含めた額は145億8,375万

6,000円となります。

次に、財政状況を示す健全化判断比率の実質公債費比率の状況についてご説明いたします。

地方公共団体に設置されておりますすべての会計に加え、一部事務組合も含めた一般会計等が負担する元利償還金等の額について標準財政規模を基本とした額に対する比率で、地方債の返済額や、これに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標となっております。

地方債の協議制度においてもこの数値が活用され、この数値が18%以上になると、起債を行う場合には協議団体ではなく許可団体となります。

平成22年度の実質公債費比率は、平成19年度、20年度、21年度の3カ年平均の決算数値の平均となり、県内30市町村中5団体が18%以上の許可団体となっております。ただ、平成23年度では県内30市町村中3団体に減少しております。

上富田町の平成22年度の実質公債費比率は20.6%で、平成23年度では19.8%と0.8%の改善を行っておりますが、18%を超えているために地方債につきましては協議団体ではなく許可団体となっております。

上富田町も、実質公債費比率が18%以上となった平成21年度から公債費負担適正化計画を策定し、県の指導を仰ぎながら数値の改善を行ってはきていますが、依然、厳しい財政状況にあると認識しております。

以上、よろしく申し上げます。

議長（大石哲雄）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

おはようございます。よろしく申し上げます。

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

なお、一部、町長と重複する部分がございますが、ご理解いただきたいと思います。

まず初めに、3月議会で提起された、隣接町との比較したときのあまりにも大きな乖離の分析をされたと思うがどういうことになるかのご質問でございますが、平成23年度、国保税の所得層における近隣市町村の比較につきましては、3月議会で報告したとおりでございます。

現時点で比較しますと、現行夫婦と子供2人、医療4人、後期4人、介護2人で、課税基準所得100万では、白浜町との差は8,300円、すさみ町との差は1万5,000円、課税基準所得200万では、白浜町との差は1万2,900円、すさみ町との差は2万5,500円、課税基準所得300万では、白浜町との差は1,900円、す

さみ町との差は1万1,500円、65歳から74歳までの年金のみ夫婦世帯、これは医療2人、後期2人で課税基準所得100万では、白浜町との差は2万9,700円、すさみ町との差は6万4,000円、課税基準所得200万円では、白浜町との差は3万7,100円、すさみ町との差は9万8,300円、課税基準所得300万では、白浜町との差は3万7,100円、すさみ町との差は12万300円、65歳から74歳までの年金のみ単身世帯、医療1人、介護1人で、課税基準所得100万では、白浜町との差は4万100円、すさみ町との差は6万9,700円、課税基準所得200万では、白浜町との差は4万100円、すさみ町との差は9万1,700円、課税基準所得300万では、白浜町との差は4万100円、すさみ町との差は11万3,700円の差額となっております。

これを全体的に分析しますと、上富田町では基金運用により平成20年度まで、国民健康保険税は近隣市町村と均衡の取れた状態の国保運営ができておりました。しかし、平成20年度の高齢者医療制度の改正や高額共済事業、保険財政共同安定化事業の影響もあり、単年度では給付費以外に必要な事業費も財政を圧迫している原因があり、基金もなくなった今、町では決算状況を勘案しながらの事業運営を基本と考えております。

景気低迷の中、また町の財政にも余裕がなく、被保険者の方の負担増のご協力をお願いしている状況であり、周辺市町村との差異、被保険者の方の生活等を念頭に置いて運営を行っている状況でございます。

なお、平成21年度では2,518万8,839円の赤字でありましたが、この赤字につきましては翌年度へ繰り上げ充用を行い、平成22年度において一般会計の法定外繰り入れ処理により保険税の過度な上昇の抑制を行ったことはご了承いただいているところでございます。

次に、国保税の被保険者の全体の分布について、その分析はどうかのご質問でございますが、平成23年度所得段階別状況の分析では、全体世帯数のうち1人世帯が49.5%、2人世帯が30%、3人世帯が12.1%、4人世帯が5.1%、5人世帯が2.6%、6人世帯が0.5%、7人世帯以上が0.2%となっております。

全世帯数のうち33万円以下の低所得者層が全体の49.5%、うち1人世帯が68.8%、2人世帯が20.2%、3人世帯が7.9%、4人世帯が2%、5人世帯以上が1.1%となっております。

全世帯数のうち68万円以下の低所得者層が59.7%、うち1人世帯が64.6%、2人世帯が23.4%、3人世帯が8.5%、4人世帯が2.2%、5人世帯以上が1.3%となっております。

全世帯数のうち302万5,000円以下の低所得者、これはおおむねでございます

が、収入にしますと約445万9,000円程度でございます。これが全体の93.7%を占め、313万円以上の所得者は、これは収入に換算しますと458万7,000円の収入で、全体の約6.3%になってございます。

軽減世帯では、7割軽減世帯が1,249世帯、全体の44.5%、5割軽減世帯が168世帯で全体の6%、2割軽減世帯が373世帯の全体の13.3%で、全軽減世帯を合わせますと全体の63.8%が軽減世帯となっております。

また、所得のない世帯においても、固定資産税分の賦課はされている状況でございます。

以上のことから、町の国保加入世帯のうち低所得者世帯、いわゆる軽減世帯の占める割合は大きいと考えてございます。

次に、国民健康保険法第44条との関係はどうか、分析結果で半数に近い加入世帯が44条の対象にならないかのご質問でございますが、まず国民健康保険法第44条では、保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に前条に規定する一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の減額、一部負担金の支払い免除、それから保険医療機関等に対する支払いにかえて一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができるものと定められています。

条項中「特別の理由がある被保険者」とは、厚生労働省の通達による一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取り扱い期間の一部負担金の取り扱いについては、災害、風水害、火災、その他これに類する災害により死亡、障害となり、または資産に重大な被害を受けたとき、干ばつ、冷害、それから凍霜害等により農作物の不作、不良、その他これらに類する理由により収入が減少したとき、事業または事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したときなど生活が困難となった場合において必要と認めるときは、6カ月以内の期間を限って一部負担金の徴収を猶予するものと定めてございます。

また一部負担金の減免では、一部負担金の徴収猶予の世帯において、入院、療法を受ける被保険者の属する世帯、また世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入または組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者の収入が生活保護法に定める生活保護基準以下の世帯の者など、その生活が著しく困難となった場合において必要と認めるときは、その申請により一部負担金を減額し、免除することができるものと定めてございます。

なお、町の所得段階別分析の結果、全世帯のうち33万円以下の低所得者層が49.5%、全体世帯数のうち68万円以下の低所得者層が59.7%と多くを占めていますが、法第44条等の対象者であるかどうかは、町の詳細な判断基準が定められていないため、現在のところは不明でございます。その点、ご理解いただきたいと思っております。

次に、法の負担について町としての対応をどう考えているのかというご質問ござい

ます。

国民健康保険法第44条等に示されている一部負担金の免除、それから減額及び徴収猶予についてですが、当町において現時点では要綱等の制定はしておりません。今後、周辺市町村の動向を勘案しながら検討していきたいと考えてございます。

ちなみに要綱の制定を行っている市町村につきましては、近隣では田辺市と白浜町が制定してございます。県下では、15市町村が制定しているというような状況でございます。

次に、そうした住民の要求を取り上げていない（むしろ住民が知らないような状況）ことはないか、具体的に答えられたい。

国民健康保険法第44条につきましては、以前より一部負担金の条例減免等について全国的な問題となっております。基準がなく、市町村により判断できることとなっておりますが、逆にこういった事情により、各市町村における要綱等の整備が遅れている1つの原因になっている状況であります。

厚生労働省ではこういった問題を認識し、国民健康保険法第44条等におけるその他の特別な事情に対して技術的助言として、そのほか特別な事情の参考となる条文の一部改正を平成22年9月、平成23年3月に各都道府県知事あて発出しております。

和歌山県におきましては、この通知を受け、和歌山県としての要綱案を検討、各市町村の意向を酌み、最終、平成23年12月に要綱案を策定しております。県下では、先ほど言いましたように、24年3月末で要綱の制定を行っている市町村は15市町村でございます。ただし、実質の一部負担金の減免等の実績はございません。

現在の状況としまして、一部負担金の減免に対して問い合わせがあった場合には、その都度、判断させていただいて説明しているという状況でございますが、現在のところ、確認しますと質問はなかったというふうに聞いてございます。

国民健康保険法第44条等に係る特別な事情の詳細を検討中であるため、詳細な判断基準を確立するまでは、今後、広報等の周知につきましては現在のところできない状況でありますので、その点、ひとつご理解いただきたいと思います。

次に、この国民健康保険会計への一般会計からの法定外繰入金はいかほどになるのか、その総額、それを世帯当たり、1人当たりにするとうかがうご質問でございますが、国民健康保険会計における一般会計繰入金、法定外繰入金ですが、平成23年度では療養給付費等負担金、福祉医療カット分などとして804万4,000円を繰り入れてございます。1世帯当たり換算しますと2,817円、1人当たり換算しますと1,527円となります。

近隣の市町村との比較でございますが、平成23年度では田辺市は未確定でございま

す。

白浜町におきましては、療養給付費等負担金、福祉医療カット分として約1,312万3,000円を繰り入れてございます。1世帯当たりには換算しますと2,638円、1人当たりには換算しますと1,552円でございます。上富田町と比較しますと上富田町は1世帯当たり179円多く、1人当たり25円低くなっております。

すさみ町は、約5,596万5,000円を繰り入れてございます。1世帯当たりには換算しますと5万831円、1人当たりには換算しますと3万268円でございます。これを上富田町と比較しますと1世帯当たり4万8,014円低く、1人当たりでは2万8,741円低くなっております。

串本町は、約1億1,158万9,000円を繰り入れてございます。1世帯当たりには換算しますと2万6,244円、1人当たりには換算しますと1万5,533円でございます。比較しますと上富田町は1世帯当たり2万3,427円低く、1人当たりでは1万4,006円低くなっているということでございます。

次に、国民健康保険の加入世帯の構成の状況でございますが、国民健康保険の世帯の状況では、4月1日現在の町の世帯数は6,310世帯で、うち国民健康保険加入世帯は2,804世帯で、加入割合は44.43%でございます。

平成23年度所得段階別状況の分析では、全世帯数のうち1人世帯が1,387世帯、2人世帯が843世帯、3人世帯が338世帯、4人世帯が144世帯、5人世帯が73世帯、6人世帯が14世帯、7人世帯以上が5世帯となっております。

対前年度比で比較しますと、全世帯で47世帯が減数となっております。うち1人世帯がプラス1世帯、2人世帯がマイナス1世帯、3人世帯がマイナス26世帯、4人世帯がマイナス15世帯、5人世帯がマイナス4世帯、6人世帯がマイナス1世帯、7人世帯以上がマイナス1世帯となっております。

次に保険料の分析でございますが、平成23年度の国民健康保険でいいますと、所得100万、現役40代夫婦、子供2人の4人世帯の場合、医療分で11万7,900円、介護保険分で2万1,400円、それから後期高齢者支援分で3万2,700円で、合計17万2,000円となっております。

65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみの2人世帯の場合、医療分として12万6,900円、後期高齢者支援分3万5,100円、合計16万2,000円となっております。

65歳以上74歳以下で年金生活独居世帯ということで、医療分で12万5,900円、後期高齢者支援分で3万4,700円、合計16万600円となっております。

それから所得200万では、現役40代夫婦と子供2人の4人世帯の場合、医療分で

25万8,900円、介護保険分で4万7,500円、後期高齢者支援分で7万1,700円、合計37万8,100円となっております。

65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみの2人世帯の場合、医療分で21万6,900円、後期高齢者支援分で5万9,700円、合計27万6,600円となっております。

65歳以上74歳以下で年金生活独居世帯ということで、医療分19万5,900円、後期高齢者支援分が5万3,700円、合計24万9,600円となっております。

次に所得300万円では、現役40代夫婦と子供2人の4人世帯の場合、医療分で32万8,900円、介護保険分で6万1,500円、それから後期高齢者支援分で9万700円、合計48万1,100円でございます。

65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみの2人世帯の場合、医療分28万6,900円、後期高齢者支援分で7万8,700円、合計36万5,600円。

65歳以上74歳以下で年金生活独居世帯で、医療分で26万5,900円、それから後期高齢者支援分で7万2,700円、合計33万8,600円となっております。

続きまして、加入世帯、所得世帯数ごとの収納率でございます。

23年度の国民健康保険税の徴収率につきましては、全体で合計、調定額でございます。7億1,510万6,421円、収納額5億6,302万2,523円、徴収率としまして78.7%、現年度分につきましては5億7,993万581円、収入額は5億2,471万419円、徴収率は91.9%、滞納分につきましては1億4,411万2,840円、収入済み額が3,831万2,104円で、26.6%の徴収率になってございます。

これにつきまして、所得別、それから世帯別の収納済みについて報告しますと、100万円未満の世帯数は1,724世帯で徴収率は88.4%、それから100万円以上200万円未満の世帯数は710世帯で収納率は89.6%、200万円以上300万円未満の世帯数は399世帯で収納率は92.2%、300万円以上400万円未満の世帯数は156世帯で収納率は95.1%、400万円以上の世帯数は294世帯で収納率は96.8%となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（大石哲雄）

答弁の途中ですが、ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前 11 時 05 分

議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き答弁をお願いします。

住民生活課企画員、原君。

住民生活課企画員（原 宗男）

12番、井濶議員さんの質問にお答えします。

町内障害者の現状はどうなっていますかについてですが、議員先生より作業所に関するご質問をいただきましたが、まず、各障害者の方の手帳の所持者数の現状と障害者自立支援法によるサービスの状況についてお答えをさせていただきます。

現時点の数字でございますが、身体障害者手帳の所持者数は、1級241人、2級120人、3級112人、4級137人、5級29人、6級58人、合計697人になります。

障害種別では、視覚障害40人、聴覚障害80人、言語障害9人、肢体不自由400人、内部障害168人の合計697人です。

知的障害者の方の療育手帳の所持者数は、障害程度Aの人、これは重度の方になります。69人。B1の人、中度の方です。43人。B2の人、軽度の方になります。55人で、計167人です。

精神障害者の方の精神障害者手帳の所持者数は、1級5人、2級27人、3級35人で、合計67人になります。

続いて、障害者自立支援法により医療の支援を受けている人、障害福祉サービスの支援を受けている人の現状についてお答えをさせていただきます。

医療の支援を受けている人は、精神通院受給者で166人、更生医療受給者は、平成23年度の実績数字でございますが、股関節やひざ関節の肢体更生医療で入院、通院で受給された方は延べ17人、心臓の更生医療で手術による入院、通院で受給された方は延べ10人、腎臓更生医療で入院、通院で受給された方は延べ41人です。なお、41人のうち通院が33人あり、人工透析を受けている人数になります。

次に、障害福祉サービスを受けている人は全体で177人で、うち児童が30人です。

サービスの内訳は、ホームヘルパー等による介護サービスを受けている訪問系サービスが45人、施設での生活介護、機能訓練、生活訓練、就労、病院での病後介護などの日中活動系のサービスが142人、グループホーム、ケアホーム、施設入所者の居住系

のサービスが44人です。サービスを重複して利用していますので、延べ人数で231人になります。

また児童の30人については、児童発達支援で4人、放課後デイサービスで26人がサービスを受けています。

そういう中で先生の作業所に関する質問ですが、給与の問題はということで、就労継続Aの施設で平均4万円から5万円になってございます。就労継続Aにつきましては、一般企業での就労が困難な人に利用者と雇用契約を結んだ上で働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

続いて就労継続Bの施設で、平均1万円です。就労継続Bにつきましては、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

続いて区分認定についてですけども、本人から障害サービスを受けたいと申請を受けて、役場の職員が調査に行きます。その結果を田辺西牟婁の区分認定会議により区分を認定しています。

続いて食事についてですが、低所得の通所の利用者の方につきましては軽減措置がございまして。

続いて利用者の軽減についてですけども、福祉サービスは原則1割負担となっております。応益負担制度につきましては、平成18年の自立支援法発足時から随時見直しが行われております。平成22年度からは応能負担への第一歩として、町村民税非課税の低所得者においては利用者負担が無料となっております。法的にも今年4月の改正により明確化されたところでもあります。

そのような状況の中で、いわゆる作業所を現在の障害福祉サービス名で言い替えますと、就労意向支援や就労継続支援などの訓練系のサービスになります。世帯の収入状況に応じて変化はあるものの、現在の支給者53人につきましては、今年度の更新につきましては利用負担はゼロでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（大石哲雄）

2回目、12番、井潤 治君。

12番（井潤 治）

大変懇切丁寧な長い説明をしていただきまして、これで財政の状況というのも、皆さん、よくわかったのではないかというふうに思います。

私が累々申し上げておりますように、住民負担というのはもう限りなく増えておると。そこへ持ってきて、また負担を押しつけるということになってきているのですけれども、

1つ、地方債の問題、債務の問題であります。

これを見ていきまして分析しますと、最終年度、これは全部、これは町長が言うようにお金、以後はもう一切借りないということを前提にした今の先ほど答弁にありましたが、そのとおりにしますと大体最終年度で、公共下水道が平成53年度で終わるのですね。それまではずっとやっていくのです。

大体33年とか、そういうときにはこういうピークが来る、ピークというよりも大変な負担増が来るのですけれども、そういう公債費等を含めて地方債が大変なところに来ていると。平成24年の町会計と、それから一部事務組合会計でも、合計では地方債の残高が117億1,435万9,000円やと、こういうふうになっているわけですね。これは、もうどうしても返していかなきゃならないお金なのですね、ずっと将来にわたって。

しかし、問題はこれからですわ。先ほど町長は、いろんな点で無理があると。それは私も同感です。町だけでやれといっても無理やと思います。ただ一番大事なことは、私は思うのは、地方自治体がもう最後の住民のとりでなのですね。だから、どんな悪政があっても地方自治体を預かる首長としたら、それは日本国憲法と地方自治法の本旨を生かしていくということに本来の意志を持たないと、遵守するということをやらないとだめだというふうに思うのですね。

そこで財政運営にしますと、2番のところにも出てきておりますけども、国民健康保険会計の問題もあります。それは1つの例ですけども、大変な状況というのがもうこれで、さっきの数字で、皆、わかったと思うのですね。会計の状況もわかったし、町民の所得構成自身も大体把握できたというふうに思います。

その中で、今後、こういう地方債を払いながら、地方自治体としては大変なことをやっていかなきゃならないということを感じるわけです。

町長、先ほど言うておりましたように、地方自治体は地方交付税というものを2000年、平成12年に比べたら、この10何年ですか、大体総計で普通と特別を合わせてマイナス54億円、上富田町は削られているのですね。54億1,784万2,000円。

それから国庫負担の削減で、先ほど保育所の負担を言われました。これは6年間を集計しましても5億3,500万円削減されているのです、その当時から。

それから国保の国庫負担の削減では、平成16年から21年度を取ってみますと10億9,927万2,000円、それだけ削られているわけですよ。その間、地方債がどんどん増えていっているわけですね。

そういう中であって、こういうことが起こってきているわけです。これは国の政治を

変えなきゃいけないのです。国の政治を変えなきゃいけない、チェンジしなきゃいけないのだけど変わらなかったのですけども。これを変えなあかんねけども、しかし、そうやってきた現実の中で、地方自治体の首長の役割というのが非常に鮮明になってくるといふふうに私は思うのです。

幾ら苦しくしても、少なくとも日本国憲法と地方自治法の本旨、これを実現するために地方自治体の首長というのは取り組まねばならないということになっているのですよ。国もそう言えばそうなりますですね。なっていくわけです。

けども、最後のとりでであるところの地方自治体の首長は、その2つをどうしても共通して生かしていこうと思ったら、予算の組み方ですね。今後、合併という問題は起きてこないと思いますね。独立して、ここは行くわけです。行くとすれば、そこに住む住民の命と暮らしが、生活が守れるかどうかというのは、もうこの自治体の財政運営で決まってくるのですね。そのときにどこに視線を置くかという問題です。それは憲法25条と、それから地方自治法の本旨に基づくものだ。

だから、例えば例を挙げますと、先ほど2番目の質問で国民健康保険の問題をやりましたけども、これとて、もうこれで国民健康保険税を上げたところでどうしようもない実態が明らかになってきたわけです、この数字で。

先ほども最初のところで申しましたように、中間層が、皆、下へおりてきたと。ですから、低所得者層がずっとあふれるようになってきた。これは日本の構造と同じですね。構造改革路線がここまで地方自治体の住民をいじめるということになってきたわけです。それに打ち勝っていくために町長に頑張っていただきたいのは、少なくともそういうところへの一般財源の手当の問題であります。

先ほど、いろんな分析の原因を挙げられました。何といても一番大きいのは、地方財政の中でも国民健康保険財政の中でもそうですが、これは国庫負担の削減なのです。国庫支出金、この削減がものすごく大きいということなのです。それはまたるる申し上げたいと思うのですけども、何しろ時間の問題がありますのです。

とにかくそういう国庫負担の問題が1つあると。地方交付税が削られている問題があると。そういう中であって、全体として決まってきたお金の処理の仕方、つまり運営の仕方、予算の立て方に1つは転換をもうぼつぼつ少しずつしていかなきゃならないのではないかと。

しかし、それはね、私は耐震構造云々というやつのもについてやったらいかんとか、そういうことを言っていないのですよ。借金したらあかんと言っているのじゃないのですよ。財政の構造そのものを住民の生活、命と暮らしを守る方向へ少しずつね、そういう方向へ一般財源を充てていくということをきちりやっついていかないと、ここ5年後、

10年後、20年後、30年後というふうになってきたときに、地方債もどんどんまだ増えていくかわかりません。返していかなきゃならないかわかりません。そういう中にあって、そこへの転換をどうしても私はやっていかなあかんと思うのです。町長はあと1期、2期やるのですか。どれだけやるか私はわかりませんが、聞いてみなわかりませんが、そういうことをやっていかないと、次の町長になる人が本当にこれ、大変になってくると思います。

しかも、自助・共助・公助というそういう方針で、今、地方自治体を締めつけてきています。まず自分でやれよと。次にそれできなったら共同でやれよ。公はちょっと後から手伝たらよ、こんなやり方でしょう。これがどんどんなると、それこそもう住民の暮らしというものは大変なことになってきます。

だとしたら、ここの地方自治体の存在を示すためには、そういう予算措置をしていくという方向に転換をぼつぼつ少しずつしていかなければいけないのではないかと。そのことを早くするかどうかで、早く気づいてするかどうかで決まってくるというように私は思います。それは地方財政、財政の現状をリアルに見た、他の会計、介護保険もそうですし、国民健康保険会計もそうですけどリアルに見たら、そういうことをしていかないと大変なことになる。私はそれを、今回の質問はわざと答弁を長くしてもらうように質問してあるのです。

(発言する者あり)

とにかくそういうことをやってきているわけですよ。だから、そこを……

(「町債は増えてないで」と小出町長呼ぶ)

そこを、だから、地方債は増えていないとか何とかという問題じゃなしに、地方債があることは事実なのです。どれだけ増えるかも、これはわかりません。

(発言する者あり)

議長(大石哲雄)

暫時休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時21分

議長(大石哲雄)

再開します。

地方債の残高についてすごい認識の違いがありますので、確実な表現で表現を……

12番(井潤 治)

地方債の残高があるということは事実です。その残……

(発言する者あり)

地方債の残高が増えたとは言っていないですよ、私は1回も。

(発言する者あり)

地方債は増えてきた、その前回同様と見て増えてきている。そして、その中で町長が13億円減らしたかどうかという、それはもうわかっている。わかっているけど、現在、地方債があるということは事実なのです。で、その120数億円、一部事務組合を足したらあるということは事実なのです。

これ、そういう中でそれを消化していかなきゃならないのだから。しかし、同時に住民の暮らしというものが大変なところに来ているのだから、そこへ予算するときの措置の転換を図ってくれと私は言っているのです。それだけのことです。

だから、答えてくれと言っているのです。だから、町長が言っている減らした分は、もう既に処理されているわけでしょう、今の残高の中で。残高の前にもっとようけあつたやつが減ってきているのだから、それはね。しかし、その減ったということを私はここで表現しなくたって、地方債の残高というのを示しているだけです。それだけです。それは町当局がちゃんと答えたでしょう。質問権についてどうせよこうせよということ、をね、私が言われる筋合いはないと。これははっきりしておきます。

私の言いたいのは、地方債の残高があると。残高があって、それは返していかなきゃならないと。最終年度の返すのが50何年かな、そのときに返して終わるわけです、一般会計ね。終わるわけですが、それまでの借りるかわからんけども、そうした中で予算を立てるについては、長としては大変な悩みがある、だから、その中でも、しかし、憲法25条と地方自治の本旨を生かしていくということを遵守していくなれば、少なくともそちらの方の暮らしを守る方向へね、もう少し転換をしていかなきゃならない。で、もういいですか。

(発言する者あり)

議長(大石哲雄)

再開しやるで。

12番(井潤 治)

そういうことなのです。それでね、例えば国民健康保険の問題に移りますとね、さっき乖離された額が大変大きいというのがわかりましたでしょう。それはなぜかということなのです。それは、一般会計からの繰り入れの条件というのは個々の自治体によっては違うと思います。違うと思うけども、上富田も努力はしているけども少ないですね。

だから、そこらあたしをどういうふうに今後の財政運営をしていくかという問題がね、私は大変な問題になってくるんじゃないかというふうに思うのですね。その点をお答え願いたいと思います。

それから国民健康保険の問題では、44条の関係でいきますと、私はほとんど入るのではないかというふうに思います。入っていくのじゃないかというふうに思います。

だから、一般会計については……

(発言する者あり)

やるなら、答弁の中でやってくれよ。

例えばね、さっきモデルを紹介しました、町当局がね。例えば所得100万の人で4人世帯で全体で17万2,000円の税金、保険料を払わなんのやな。それは、4人で割ったら4万3,000円になるのです、これはね。減額の措置はあると思いますけど。65歳以上74歳以下では16万2,000円です。特に200万までの年金者の世帯の保険料というのは、ものすごく高いのですね。

だから、そういうことを含めていきますと、それは一番の原因は国庫負担を削ってきていると。これは、町長、認めるでしょう。町長とその点は認識が一緒やと思うのです。切ってきていることは事実なのですね。それがもし入っていたらそうでなくなったかもわからない、状況というのがね。しかし、それが削られている状況は、今、改善されていませんから、チェンジされていませんから、少なくともここに対するこの近隣町村の一般財源の繰り入れの状況というのをさらに分析して、そして学ぶべきところは学んでそれをやっていくという。つまり、今こそ財政の組み立て構造というものをね、そういう方向へ切り替えていかなあかんのと違うのかというふうに思います。

だからといって私は地方債を借ったらあかんとか、それから何かやったらあかんとかということを行っているのじゃないのですよ。まだどれだけ借りなきゃならない事態が起きるかもわからない。それは町長もわからないと思います。そういうことを言いたいわけです。

それからもう1つは、一部負担の問題です。44条の問題。これは要綱をつくって、やっぱりきちとした判断基準をつくるべきだというふうに思うのです。

例えば、金沢市というのがあるのですね。金沢市はその44条のところに、生活困窮者、あるいは倒産した人、そういう人についても免除とか減額するという、そういう要綱を、これは地方自治体の裁量ですから、つけ加えた要綱を、簡単な要綱をつくっております。それによって判断をしているのですね。で、常に、今、言ったような44条というのを周知徹底させているということなのです。

ですから、上富田町ではないのかどうかわかりませんが、先ほどないと言いました

けども、そういうことを、具体的な要綱をもうつくって判断基準、誰がその係員になっても、あるいは誰が相談を受けてもちゃんと判断できる、そういう要綱というものをつくっていく必要があるのではないかというように思うのです。その点についてさらにお伺いしておきたいと思います。

だから最後のまとめに、もう時間が20何分しかありませんので。

財政運営の問題でいきますと、私が言いましたように、もう一度さらに復習しますと、町長がおっしゃられている13億というのはね、それはもう既に消化されておって、残っているのが今のこの現在の23年度の残高でしょう、地方債のね。そういうことやと私は思いますよ。だから、そういうことを私は言っているのであって、その評価するとか評価せんとかと言っているのと違うのです。こういう努力をしているにもかかわらず地方債は残ってきているのですね。しかも、それはずっと後を引っ張っていくのです。

ですから、それを、そういう中であってさらにこれから借らなきゃならない中にあるのだけれども、その中での予算の立て方について、財政運営について方向転換を図ってくださいよと。それはどうですかと。それは1つは憲法25条と、それから地方自治法の本旨、総則の1条の1項、2項、あるのですけども、これを遵守するのかどうか。遵守して、そこに視線を据えるのかどうか。これをこの問題でお聞きしておきたいと思います。

健康保険の問題では、分析の結果、大変な事態になっていると。もうこれ以上、もう町長もわかっていると思うのですけど、これ以上国民健康保険税は値上げできないと思いますよ。しかし、それならば、できないけども、その会計上は給付費が増えていくわけですから、高度医療化していく中で増えていくわけですね、さっき町長も言っていたように。

だから、それではお金ができない。どうするのかという問題があります。それで、国庫負担金が削られる、支出金が削られる。その中であって、ほんならよその町がどうやっているかといったら、一般会計からの法定外繰り入れを増やしつつあるということなのでですね。

だから、上富田よりも、例えばすさみ町もそうですけど、串本町なんかは約1億1,500万ぐらい入れているのですね。だから、そうやって助けていると。住民の方に目を向いているということがいわれているのですね。そういうことに踏み切っていくかどうかということをお聞きしたいのであります。

それから、一部負担についての要綱を研究していきたいというような話が先ほどはありましたけれども、やっぱり私はつくるべきだというふうに思います。それをひとつもう一遍お聞きしたいと思います。

それから加入世帯の分析で、これはすごいことを先ほど言いましたけれども、私ちょっと数字を拾ってみたのですよ。例えば平成23年度の加入世帯別の世帯数と収納率のところ、世帯数ですね、所得別ごとの世帯数でいったら100万円から200万円未満、つまり200万円未満の人というのは全体で74.139%になるのです。だから、ここが圧倒的に国民健康保険では背負っているということですね。

それで、あと200万以上300万、300万以上400万、これは、ほん知れているのですね。収納率も、そのかわりいいです。いいのだけでも、そこに絞られてきています。

これは、この会計の示すところは、低所得層がどんどん増えてきていると。今のこの世の中の流れの中で失業者がどんどん増えてきて、あるいは自分が倒産したりして、国民健康保険の会計へ入ってくるというような状況というのは、やっぱり出てくると。まだこれから私は出てくると思いますよ。特に今回は20兆円の負担増をやるわけで、というようにしようとしているのですから、それは増えてくると思うのです。

そういう中であってこそこういう、要するにデータをちゃんとリアルに見るとということが大事じゃないかと思うのです。

同時に私は、こういう状況というのは町長1人だけの問題ではなしに、町職員の皆さんにこうこうなっているのだという学習会、これをやっぱり組織すべきだというふうに思うのです。今の町政の財政はこうなっているのだよと。みんなそれぞれ知っている方がほとんどだと思いますよ、幹部職員の皆さんは。だけど、職員の皆さんがほんまにこのことを知らなんだら、今後、やっぱり相当町長と一体化して進めていくという状況というのは、なかなかできにくいんじゃないかというふうに思うのです。ですから、ぜひそういうことでやっていただきたいというふうに思います。

100万未満の人が52%入っているわけですから、これは大変なことになるわけですが、そういう国民健康保険会計についての問題。

それから、介護保険はこれは質問に入っていないので私がしゃべるだけなので。介護保険も同じ状況が出てきております。

ですから、そういう会計、後期高齢者医療制度を創設することによってこれは廃止だと言っているけど廃止しない、棚上げするのだということも出ておりますけども、そういう中であって恐らくこういう会計も大変なことになってくるであろうということは、やっぱり最初の1番の問題の財政運営に戻ってくる。それは住民負担に全部することができないから首長の悩みであり、議会当局も苦慮するという。あるいは職員の皆さんも苦慮するところだと私は思うのです。だから、そのところをね。

でも、私が言いましたように、最終的にさっきも質問しましたように、憲法25条と

か、それから地方自治法の本旨というのを遵守するのかどうかと、これをお聞きしておきたいと思います。

障害者の問題です。障害者の問題については、実態はよくわかりました。だけど、応益負担というものが導入されて、そして、この障害者の問題でクローズアップされてきたのは経済的な問題、あるいは送り迎えの問題とか、それぞれ生活の問題というのが大変になってきているとは思いますが、これを結局総合的な福祉法にするということを民主党は約束しているのですけれどもそれをやらないという中で、今の自立支援法を廃止してそうしていくということになっているけど、それが、今、やられていないのです。

だけど、今、答弁された状況を見ますと、大変な状況の中にあるなという理解を私は一定します。だから、それを結局どうしていくのかという問題があるわけですが、今回はそれは別として、ぜひそういう実態を明らかにさせていく中で、対応策、あるいは、そこから住民福祉を向上させるというところへ持って行っていただきたいなというように思います。

3回の質問ができないかわかりませんが、時間がありませんので。2回目はこれで終わります。

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

できたら一般質問も一問一答形式にするとか、我々に反問権をいただけるような一般質問の形式をできたら変えていただけるようお願いしたいと思います。

私は、1回目のときに井濶さんに問われるようなことを要点的に述べているのです。例えば平成8年の財政規模と、そのときの借り入れ額、平成22年度の財政規模と借り入れ額。極端な例を言いましたら、1万5,000人の町で標準財政規模が30億台というのは相当節約しているのです。これはもうどの市町村を見たって、上富田町は節約している。

もう1つは、地方交付税の1人当たりの金額も述べたはずですが。この述べたというのは、上富田町だけではなく、どの町も一般会計と特別会計は連動するもの。要するに、一般会計に余裕があったら特別会計へ繰り出しすることも可能であります。

例えばすさみ町、地方交付税を1人当たり幾らかといたら、上富田町の倍以上あるのです。上富田町は12万幾ら。極端な例を言いましたら、付近市町村に比べたら極端に少ない。これがなぜかと思ったら、今の地方交付税制度は面積とか施設の割合が多く、人の割合に対する交付税の算入率が低いのです。

先ほど言いましたように、上富田町が12万5,000円のところを20万円くれましたら11億円の増収になります。その増収をいただいたときに、極端な例を言いましたら国保へも回すということができるとのことです。まだ要望どおりできる。それができないのは、今日の地方交付税の算入の計算の仕方。

井瀬さん言われますように、すさみ町はこういう形で相当の金額を国保税へ繰り出しているよということがあるとするならば、すさみ町と同じような格好で地方交付税をくれたときに私はさせていただきます。ただ、それは無理なことでございます。この点をわからずして質問されるということは大変不愉快。極端な例を言ったら、財政の歳入ないものを歳出ばかり優先するということは無理であるという認識を1つはお願いしたい。

もう1個は、国民健康保険というのは上富田町の全世帯、全人口が入っている割合ではないのです。先ほど言いましたように、平成22年度においては35.5%ぐらい。先ほど、23年度は40%に上がっているよということはありませんけど、その方々に特別に繰り入れ、繰り出しして優遇するということは、私は共済の保険へ入っています。けんぽへも入っているのですが、そういう方に対して町の一般財源をもって優遇措置をできるかできんかということは、できないのです。そこのところを加味しないで国保だけを優先にするということは、やっぱり町として不合理性があるということのご認識をいただけるように私は1点はお願いしたい。

そこで1つの要点としましては、地方交付税を増額していただけるような格好とか、国民健康保険の財源の確保をしていただくとか、もう1つは、この議会でもお願いしたいというのは、国保は不合理性がある。私はなぜかといったら、歳入側の不合理性があるのです。そこで出てくるのは国保を広域化して県単位にするとか、そういうものをする必要があるということのご認識をいただかなかつたら、今の国保制度であったら無理であるということのご認識を願いたい。

以上、幾ら要綱とか何やつくれと言われましても、やはりそういう財源的な裏づけがない段階では難しいということのご認識をいただきまして、私の答弁とさせていただきます。あとは、また担当の方が答弁します。

以上です。

議長（大石哲雄）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

12番、井瀬議員さんにお答えします。

まず、先ほどの第44条でございます。

44条につきましては、国の示す国民健康保険法第44条、特別の理由がある被保険者で、保険医療等に規定する一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して一部負担金の減免や免除などの措置を講ずると示されてございます。

これは漠然とした内容であり、これをそのまま施行しますと、町財政に大きな影響を与えるというふうに懸念されている状況でございます。

和歌山県ではこうした問題や、市町村の意向を酌みながら要綱案を示してございます。一例で言いますと、一部負担金の減免において、規定にもかかわらず対象者となる事実が発生した日の属する月から1年を経過しているとき、世帯主が申請時まで納期が到来した保険料を完納していないとき、または徴収猶予を受けた一部負担金の支払いを完了していないとき、一部負担金の減免期間が通算で1年を超えるときなど減免の対象としないことなどが、県の方で規定されて盛り込んでございます。

今後は、以上の県の要綱を参考にしながら検討していきたいというように考えてございます。

以上です。

議長（大石哲雄）

もう答弁ないですか。

（発言する者あり）

議長（大石哲雄）

答弁漏れ。

（発言する者あり）

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

私は1回目のときにお話しさせてもらったのは、今のような形のものは地方自治体だけでは無理であるという答弁をさせていただいております。国は地方自治体に対して、制度はつくって、それを一部でありますけど地方負担へ持ってきているのは実状。するならば、自分ですべて責任を持って国はすべきであるということのご認識をいただきたい。少なくとも日本共産党は、国会の場で議論していただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

12番、井潤 治君。

12番（井潤 治）

その今の財政のね、町長の言うのは、それはそのとおりやと思います。そのとおりだけでも、そういう悩みを持っているのが首長なのです。だから、そういうそれを遵守して、それに近づくかどうか、近づいてやるかどうかというのが首長のこれからの役割です。これだけ財政が厳しくなってきた、政治が変わらないわけですから、今、まだ。チェンジされていないのです。変わりません。チェンジされても変わらんとは思いますけど。

これは日本共産党が国会で何回も論議をして、一円も消費税を値上げせんでもやれるという提案をしております。これは、もう国会ではっきりしております。それに対して各界に対してもその説明をしているわけですけどね。それは町長がおっしゃられるようにやりますよ。だけど、そういう状況の中にあっても地方自治法という法律があって、首長が選挙されて出てき、議会がつくられていく中で、その首長の役割というのは、どんなに苦しくたってもそれは我慢をして財政運営というものをそういうふうに変えなあかんというのが私の持論なのです。

ですから、それは気持ちとしてですよ、地方自治法と、それから、今、言ったように憲法25条というのをね、遵守するだけの気持ちを持ってやってくれよと言っているわけです。それまで否定できないのじゃないですか。それを否定するのだったら憲法も要らんし、地方自治法も要りません。私はそう思います。だからそのために、念のために聞いているわけです。そこが失われたら、恐らく地方債は借り放題、やり放題でやっていくということになっていくのじゃないのですかね。それは議会というのがありますからセーブをかけますけどね。

だから、そのこのところを地方自治体の首長は、いろいろなこの興奮したり、何か怒ったりせずに、冷静にやっぱりそのこのところをね、考えていかなあかんのちゃうのかと。で、転換を、町長、図りましょうよ。そして、あと1期、2期、3期、やるのかどうかわかりませんが、その中で次はやっぱり、あの小出町政のときはこんなにすばらしいことをやったよ、これはやっぱり継続しなきゃいけないよというようにやったらどうですか。

もう一遍聞きますけども、憲法25条と地方自治法の本旨について、気持ちの上でもそれを遵守しながら検討して、しかし上に対しては、町長が言われるように地方交付税のやり方はおかしいのです。これは全くおかしい。負担金、交付金を削るというのもおかしいのです。おかしいのはわかりきっている。国民健康保険は社会保障の問題だとちゃんと規定しているのに社会保障になってきていないのです。だから、それもやらなあかんのです。

だけど、今、言ったように、そのことについての転換を図ってください。お願いします。

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

財政論になりますけど、非常に上富田町は、地理的にも、人口、面積割的にも、国の補助金の少ないところがございます、その中で制度を変えるというのは非常に難しい。なぜならば、隣の町とかいろんな形の中ではそれだけの、極端な例を言ったら上富田町と違って別の優遇措置があります。上富田町だけがそれだけのことを要望したって無理なのです。そのことについては私は私の立場でやはり改善していただきたいということは言っていますが、それは無理というご認識をお願いします。

いずれにしても、今、日本の政治というのは国民に信頼はされていないと私は思うのです。ただ、その原点も国民であるということをお願いしたい。

なぜならば、今の民主党の政権というのは国民が選んだものですが、その実行力は一つもないのも現実的なことでございます。できましたら自民党の政治になれとか共産党がいいとか民主党がいいとかいうのではないのですけど、国民に信頼の得られるような政治をとっていただかなくては、日本は少なくとも国の方から破綻するというような状況であるということのご認識をいただけるようにお願いします。

以上です。

議長（大石哲雄）

12番、井潤 治君の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時30分

議長（大石哲雄）

再開します。

一般質問を続けます。

2番、木村政子君。

2番（木村政子）

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

町長、あんまり怒らんと、お手柔らかなご答弁をお願いいたします。

1項目めは、男女共同参画についてであります。

上富田町では平成22年4月に、「わくわくすくすくプラン」として男女共同参画基本計画が策定されています。県内では12の市町で推進計画が策定済みであります。男女共同参画条例というのは全く制定されているところがなくて、何と全国最下位でございます。

3月9日付の読売新聞の報道によりますと、男女共同参画条例県内制定自治体ゼロということで、大きく取り上げられております。この記事を少しご紹介したいと思います。

県は8日、男女共同参画推進に関する条例の制定状況に関する国の調査の結果、県内の30市町村がいずれも同条例を制定しておらず、条例制定の進展度としては全国で最下位だったことを明らかにした。条例を制定している市町村ゼロは、全国の都道府県で唯一だった。自治体ごとの条例は1999年の男女共同参画社会基本法の施行を機に国が制定を促していますが、県内では多忙を理由に実現できていない自治体が多く、県は、今後、条例づくりに向けて市町村への働きかけを強めるということであります。

この全国最下位ということでは、女性議員としても非常に不本意でございます。何とか条例の制定を行っていただきたいというふうに考えますが、町長はいかがお考えでございますでしょうか。

また、平成22年以降のこの基本計画に基づいて、どのように町として実績が上がっていったのか、その辺についても具体的にお伺いをしたいわけですが、1項目めは、女性の管理職登用についての問題であります。

私は2011年3月議会でこの問題について質問をさせていただいて、そのときに町長より、女性の側が断るといってお話がありました。もうそんな、管理職せんなんのやったら退職するというまでの強い女性の意思表示があるから難しいというご答弁でございました。

これは確かにあると思います。私も長い間、婦人会の活動をさせていただいておりますので、婦人会の役であっても、もうそれをせんなんのやったら婦人会をやめるとか、そういう話は全町どこにおいても出る話でございますので、理解はできるわけですが、

女性というのは長い年月、男性の後ろで出しゃばらんのが美德とされてまいりました。本当に男女が尊重し合って平等になるためには時間もかかるし、特別の手だてというのが必要だというふうに考えます。後ろに職員が引っ込みそうになったら、どうぞ、町長、背中を押してあげて、何とか説得してでもやっぱりその役につけていくというふうなことを考えていただきたいと思います。

能力的には十分管理職が務まる女性職員がいるはずでございます。この点について町長のお考えをお伺いいたしたいと思います。

2項目めに、各種審議会委員の女性比率についてであります。これは目標としては30%を目指すということになっております。上富田町の実態はどんなものでしょうか。

3項目めは、ワークライフバランス、仕事と生活の調和の問題であります。

このワークライフバランスというのは、近年の男女共生の大きなテーマになっております。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働いて仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などで人生の各段階に応じて多様な生き方ができる社会をつくり上げていくということを目指していただいております。

ワークライフバランスといいますにはやっぱり仕事と生活の調和でありますので、町内の各企業においても目標とすべきものがありますが、ここでは町職員の皆さんのワークライフバランスについてお伺いをいたしたいと思います。

正職員が、今、116人かと思いますが、人数がどんどん減っている中で、ある職員に仕事が集中したりとか、残業時間が非常に多くなって家庭生活が圧迫されるというようなことはないでしょうか。

それから育児もそうですが、今後、家族、親族に要介護の方を抱えるという問題が非常に大きな社会問題になってきております。身内に介護の必要な方が出た場合に、それを職場として支援していける体制づくりというのが、その人が働き続けるということにとって非常に重要であると思います。

全国的には介護退職者という数が非常に多くなってきております。そういう場合について、町はどういうふうになっているのでしょうか、お伺いをいたしたいと思います。

大きな2項目めは、学校給食についてであります。

お金がないというのは本当にお互いの共通認識でございますので。私も町にあり余ったお金がないということは十分に承知をしておりますが、やっぱり必要な施策というのは何かを削ってでも決断をしていただかんらん問題ではないかと思っておりますので、あえてご提案をさせていただきたいと思っております。

給食については2005年、平成17年ですが、食育基本法という法律ができて、それ以後、全国的に食育の推進というのがなされております。この食育基本法の前文には「子供たちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている」となっております。

近年、よく「コショク」という問題が取り上げられておりますが、この「コショク」というのもいろんな「コ」があるようでございます。例えばひとりぼっちの「孤」、家族がそれぞれ好きなものを、同じ食卓を囲んでも好きなものを食べる「個人」の「個」という「個食」、それから、いつも家族が好きなものをそれぞれ食べるのじゃなくて、その食卓を囲んだ一人ひとりが好きなものだけ食べるという「固い」という字の「固食」というのもあります。それから少ししか食べない、小さな「小食」、パンやめん類など小麦粉中心の「粉食」、それから濃い味つけを好むという「濃食」、それから子供だけで食べる「子食」、それから出来合いのものだけスーパーで買ってくるという「戸口」の「戸」と書いた「戸食」、同じ「コショク」でもこういういろんな「コショク」があるようでございます。

人間の育ちの一番の基礎は「食」であるということ考えた場合、やっぱり社会的にこの「食」という問題を考えていく必要上からも、給食というのは非常に大事な施策であるのではないかなというふうに思います。

この前、「紫蘭」の運営協議会がありまして、大体月1回やっているのですが、そこで出された若いお母さんの意見なのですが、上富田町は給食がないので給食のある町に引っ越すという若い方が結構いてるでという話が出てまいりました。私は、正直言ってびっくりしました。これは、もうやっぱり世代のギャップを感じるなというふうに思いました。

私は自分が子育てするときは、給食がないから別の町に行こうなんて、そんな発想は全然思いもしませんでしたけど、今のお母さん方は割合そういう選択をするという話が出てきました。

少子高齢化といいますが、やっぱり上富田町も若干ではありますが人数が減ってきている状態にありますね。今日、あそこの掲示板を見ましたら1万5,244人、5月末という表示がありまして、大体1万5,300人余りはあったと思うので、少しやっぱり減っているかなという気がします。

人口が減っていくのは別に給食の問題だけではございません。いろいろな問題があるというのはもちろん承知しておりますが、そういう若い方たちの動きもあるとするならば、やっぱり早い時期に給食を始めるということも必要なのかなとつくづく感じさせられたわけでありまして。

ですから、今、すぐやれとは言いません。お金がないのはわかっています。今までほかの議員さんもたびたび取り上げておられますので、町としても検討についてはやっぱりなさっているのではないかなというふうに思いますので、そういう検討したという経過があるならそれを聞かせていただきたいし、いつごろになったらやれるようになるよ

という、そういう展望を持つためのまずプロジェクトチームをつくるなり、ちょっと具体化に向けて一歩足を踏み出していただくわけにいかんかというのが、本日の私の質問の趣旨でございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（大石哲雄）

答弁願います。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

2番、木村政子議員のご質問に答えさせていただきます。

まず初めの男女共同参画の推進でございますけど、上富田町は男女共生まちづくり推進懇話会をして取り組んでまいります。事業の一環としまして、関係するいろんな行事とか大会へも参加していただいています。

先ほどご指摘にありましたように、和歌山県の中では上富田町は遅れていないと判断しておりますが、残念ながら全国的に相当な遅れがあります。この男女共同参画事業に対し具体的な形とあらわれる、例えばご質問ありましたように、女性職員の幹部への登用、審議会委員の参加があります。

今、民間の企業では、男女雇用機会均等法が施行されたことに伴いまして、総合職採用とか一般職採用というような方法を取って、男女の区別することなく、将来、管理職になることを前提として総合職として採用するケースがあります。要するに、もう民間の方では総合職と一般職と決めて、入ってきた段階から女性もそれなりにせよというようなことがあるのです。

公務員は今のところキャリアかノンキャリアでそういう仕分けをしていると思うのですが、こういう小さな自治体は難しいですけど、やはり女性の意向を聞いた中でそういうことが必要な時期に来ているのかなと思っております。

できましたら女性の登用につきましては、やはり能力主義でございますので能力を踏まえるとか、今、言いましたように、採用時点でどういうふうにするかということは今後とも検討はします。

私自身は、女性を幹部に登用するということは別にそれを拒否しているわけでもないということのご認識はいただきたいし、役場そのものもそういう考えは持っていないということをご認識いただけるようお願いしたいと思っております。できましたら女子職員の方から積極的に、こういう管理職への希望を持たれるようお願いしたいと思います。

もう1つは審議委員会の様子ですけど、先ほど木村議員さん言われましたように、頼

みに行くのです。行ったら断られるケースが多い。ご存じのように、今年の場合やったら3月3日に女性団体の各種総会があったと思うのです。できましたら女性の立場からこういう形の、極端に言ったら審議会へ参加できるのと違うかというような議論をしていただいて、そのことによって審議会、定数が決まっている部分はありますけど、審議委員の数を増やすなり方法は取れると思うのです。

できましたら女性の立場から、こういう形で審議委員会へ入ったときに自分の意見が述べられるというようなことがございましたら、できたらそういう形で参画をお願いしたいと思っております。

次に条例の関係でございますけど、先ほどもお話ありましたように、和歌山県ではどのような市町村もしていないのは事実です。そういうことで、担当の職員に準則、見本となる条例案を探して、それを庁内、役場の中で検討し、7月に毎年、先ほど言いました推進懇話会をしております。そこへ示して、できましたら9月議会に上程できるような格好のものをできんかという方針を決めております。できましたら、上程された暁につきましてはご協力をいただけるようお願いしたいと思っております。

いずれの場合も、こういうものにつきましては女子の方が、我々が言う前に、できたらもう少し積極的に役職を引き受けていただけるといような雰囲気をお願いしたいと思っております。

それに関連しまして、役場の中の職員の残業の問題もでございますけど、いつでも見られるんですけど、例えば戸籍の窓口やったらその日に詰めて、仕事が終わってから仕事を詰めて、やはり1時間ぐらい残業せなんだらその日の整理ができんというようなことがあるらしいです。その方法についても検討せよということですけど、役場の職員が全体で数少ないということで、やはり無理なようです。

そういうことにつきましては、やはり改善できる面は改善したいという気持ちもありますけど、職員数の問題でできんということもひとつご理解いただきたい。

介護につきましても、具体的にそのように介護で困っているというケースが出てきた場合には、やはり人事担当をしています総務政策課へ相談したいので、グループ制を取っている格好上、できたら役場の中で検討させていただくというように1つは思っております。

次に学校給食の問題でございますけど、先ほど言いましたように次から次へ国は方針を出す。今、言われているのは、学校施設を平成何年度までにせよ、その次に保育所をせよ。今、言われているのは、役場の機能を災害時に維持できるようにせよということです。

上富田町の役場は多分そういうことはないと思うんですけど、放送施設とか災害が起

こったときの受信できる施設を2階へ持っていけというようなことはあります。そのことを上富田町の場合であったら2階へ持っていくことがいいのか、今のままでいいのかというのを検討はさせておりますけど、国は昨年度の3月11日以降、具体的にどのようなことをせよ、どのようなことをせよということで指導があります。

まず多分、この24年度中に和歌山県は津波の浸水想定区域というのをある程度具体化されると思うのです。そのことを踏まえたときに、またどういうふうにするかというようなことがございまして、お金のない中でも仕事の優位性とか、国からの指導の方針を持っていかなければならないという前提と、法律的にいろんなことが改正されるのです。

一番、今、改正されているのが電波。従来のアナログ電波からデジタル電波へ切り替えるということをされております。本来であったらそういうものを待ってもうてでも、先ほど井澗議員さん言われたように福祉にもうちょっとお金を出せんかとか、教育にお金を出せんかとか、学校給食へというようなことがございますけど、やはり国の定められたものをしなければならないということがある点もご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

研究はしております。これについては教育委員会の方から発表させます。

1点は、先ほど言われましたように、若い人からよそへ転出されやるとか、転入される人が上富田町は給食なかったら転入してこないという意見があるのも知っております。そのことに対して上富田町にそれが弊害になっているかといったら、私はそうは思っておりません。

なぜならば過疎地、極端に言ったら大塔や中辺路や日置やすさみというのは給食をしているのです。そのしているところでさえ学校の統廃合が進んで、上富田町より児童数が少なくなってきたのが実態です。

学校給食だけがその問題で大きなウエイトを占めているというようなことは、プラスの面はありますけど、それが決定的な問題でないということの認識は私はしております。

もう1つ、食育の話があったのですが、学校給食をしないことによって上富田町の児童が栄養失調になったということとか肥満になったということはないのです。

私は、基本的に言いましたら食育は家庭の問題であるという認識をしています。何ぶんにも全体的な1年間のバランスの中で、学校給食で食をとるという機会が少ないのです。できたら家庭の中で、食育をどういうふうにするかというのを検討していただきたい。

よく言われるのは、カレーの味もその家、その家におふくろの味があるというようなことがございまして、基本的なことは、この食育であろうとできたら家庭でしていただ

きたい。

ただ1つ、先日も、毎年のことですけど、上富田町の役場はその年にどういう計画をしなければならないか。これは、1年ほど前には読書計画というのをつくっております。今年は食育の計画について研究せよということで、産業建設課の方でそういう提案があったのです。食育だけは産業建設課、要するに食用の部分で出てくるのですけど、これは全庁的にするべきものであって、ほかの事例を探してでも研究せよとっております。

できたら、この食育については家庭の問題とか行政の問題というのはありますけど、今の中でどういう計画がいいのかというのは検討させていただきます。

ただ、後ほど説明しますけど、学校給食をした場合、施設をするときは町は一時的にどのくらいお金が要するというのもあります。ただ、これはそう問題はないのです。問題は、毎年5,000万円くらい要らしいです。学校給食に5,000万円要することがいいのか。そのことをやめて、ほかの事業をやる方がいいのかということが出てきますけど、私自身は、むしろ学校給食より学校教育の充実を図ることがいいのではなからうかと思っております。

一例ですけど、上富田町の小学校へ専門の教師、例えば英語を教えるような教師を配置するというようなことが必要でございます。先般もこのことを問われたと思うのですけど、やはり時代の流れで学校教育も違ってきているのが事実です。今、よく言われるのは、そういう外国語をどういうふうにするかというような問題も出てきますし、生活する上の力、そういうものをどうつけさすのかということで、神奈川県の場合でありましたらシチズンシップ教育というのをしております。日ごろの学問以外に生活するための教育をどういうふうにするか。もう1点は、防災に対してどういう教育をするかということが出てきます。

そういうことを考えたときに、学校給食とかほかのことを優先することがいいのか、今、言ったように本来の教育に力を入れる方がいいのかということが出てきます。いずれにしても、今朝ほどの井濶さんの話もそうですし、木村さんの話も僕の話もそうですけど、少ないお金の中で何を優先してするかということの検討をすることが必要でございます。できましたら、少ない予算ではございますけど、1点1点検討させていただきたい。

ただ当面は、こういう事例もあるのです。今、統合保育所をしているのです。統合保育所というのは、生馬と岩田と市ノ瀬をします。市ノ瀬と朝来の第2保育所は同じ年に建てたのです。市ノ瀬は統合保育所ということで耐震化します。第2保育所をそのまま置くということは、僕はできないと思うのです。

そういうバランスを見ながら、やはりそういう施設にもお金が行くというような格好

の中の考え方も理解をしていただけるようにお願いします。

あと詳しいことにつきましては、担当より答弁をさせます。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本剛士）

2番、木村議員さんのご質問にお答えします。

私からは、町における女性幹部職員の登用数、それと町の審議会委員の登用率についてお答え申し上げます。

まず、女性の管理職員等の登用率でございますが、本庁につきましては22年度はゼロ、24年度もゼロでございます。この比較につきましては、22年度が先ほどの基本計画を策定した年度でございます、そことの比較でございます。

さらに、次のクラスの女性の課長補佐を比較しますと、22年度は2名、24年度は7名となっております。

なお、女性の係長につきましては、22年度は7名から24年度は6名と若干減っております。

なお、保育所につきましては5カ所ございますが、管理職は5名、係長級も5名でございます。こちらは22、24年度とも変わってございません。

続きまして、審議会委員の登用率でございます。

22年度、24年度もこちらは同じ数となっております。率にしまして、約17%と変わってございません。こちらにつきましては取り組みを始めましたが、2年間という間隔でございますので、その審議会の定数もしくは委員さんの在任期間なども影響してまいりますので率が上がらないということもあるかと思われませんが、今後とも登用率の向上につきましては努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、森岡君。

総務政策課企画員（森岡真輝）

2番、木村議員さんのご質問にお答えします。

私からは、3つ目のワークライフバランスを図るために、雇う側、働く人、双方の考え方を変えていく必要がある、特に育児や親、親族の介護が必要な職員はいるのかについてです。

職員数は先ほども言いましたように、現在、116名で、育児休業を取得している職員は、現在、女子職員1名がおります。

また、介護休暇を取得している職員は現在のところはいませんが、親、親族の介護が必要なときは介護休暇制度がありますので取得いただければと思いますが、職員の親、親族の中で介護が必要なのかについては今のところ把握できていません。

いませんが、把握する方法としまして、扶養手当の支給をしている職員を見なければなりません。それだけですべての職員の親や親族に介護が必要であるかどうかの判断ができませんし、職員の個人情報にもなろうかと考えております。

次に、残業の実態はどうかについてですが、育児や介護等で残業ができない職員の話は今のところ聞いておりませんが、もしそのような状況であれば、課、グループ等で協力ができるかと考えております。

また、職員数減少の中で職員も事務量が増え、大変だろうと思いますが、各課、グループによっては仕事の集中する時期も異なります。例えば税務課ですと確定申告時期に集中したりしますが、なるべく残業しないように、課、グループ等で助け合いながら仕事に取り組んでいます。

また、毎週水曜日をノー残業デーと位置づけて職員が帰宅するようにし、残業のない日を設けております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、家高君。

教育委員会総務課長（家高英宏）

2番、木村議員さんのご質問にお答えいたします。

私の方からは、学校給食についてをお答えいたします。

教育委員会におきましては学校給食の実施の検討を考えておりますけれども、学校給食の実施は耐震化のめどがついてこないと難しいものと認識しており、プロジェクトチームを発足させることについても、時期が来ましたら検討させていただきたいと思っております。

ただ、給食センターを建築する場合ですけれども、大まかですが試算もしてございます。1,000平方メートル規模の建屋を建築する場合には約5億4,000万円程度、これには用地費は含んでおりません。各学校の配膳室の整備に3,000万円程度を要すると見込んでおります。

また、給食センターの年間維持経費として、人件費、光熱水費や配送の委託料等々で5,300万円程度を要するだろうと試算しております。

しかし、限られた財源の中で事業を進めていくには、学校給食だけでなく他の事業も含め優先順位を定め、議論して行うことが大切だと考えております。給食センターを建

築する等々を協議するプロジェクトチームの発足につきましては時期を見てということになりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

2番、木村政子君。

2番（木村政子）

答弁いただきましたが、男女共生の町長のおっしゃることは私も同感でございます。やっぱり女性の意識を上げていくということがまず第一だと思いますので、そういう意味でも毎年10月に日本女性会議というのが開かれておりまして、そこに、ここ、共同事業が始まったときに、男女共同参画事業を立ち上げて以来、ずっと町としての代表団を送らせていただいております。

大きい舞台へ行くと女性の意識というのは、この近所でごちよごちよ話するよりすごく変わります。やっぱり舞台が大きいだけ女性の意識向上に効果があると思いますので、今年の派遣についてもぜひ前向きのご検討をお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

基本条例については、町長が言ったその日程で行くということですね。はい。それで大変結構だと思いますので、ぜひ実現に向けてどんどんと進めていただくようお願いしておきたいと思います。

それで、審議会の女性比率ですが、これは男女共生の審議会のパーセンテージですね、山本さん。審議会という名称に多分こだわられたのだと思いますが、審議会という場合、町が委託されているいろんな協議会とかありますね。その全体のパーセンテージが問題なのです。男女共生については結構女性もたくさん入っていますけど、国保の審議会なり、保育所の審議会なり、文館の審議会とか、町にいろんな審議会がありますね。そのパーセンテージが問題なのです。一つひとつのそういう協議会や審議会に最低女性を3割入れていただきたいということですので。この17%というのは、それを全部つきなべたパーセンテージなのではないでしょうか。その点をもう一度お伺いしたいと思います。

それとワークライフバランスについては、今のところはそういうことでいいのだと思うのですが、この町の職員116名という規模がいいのか悪いかという点もあると思うのです。人件費のウエイトというのは非常に大きいので、人を減らしたら一番節約に手っとり早くいくと思うのですが、減らし過ぎていいということには決してならないと思いますので、適正な職員数でもって行政を運営していただくということをこの場をおかりしてぜひ町長にお願いいたします。

それから、給食については従来の回答と何ら変わらずで非常に残念でございますが、できたら、人件費が5,300万要るよというご答弁いただきましたけど、この人件費

というのを考えたら、逆にそこに雇用が生まれるということになると思うのですね。働く場所ができるということになるので、そういう面からもぜひ、人件費がいっぱい要するというふうに否定的に取らずに、働く場所の創設ということも前向きな考え方のうちへぜひ入れていただきたいというふうに思います。

私の主張していますのは、今すぐやれということではなしに、耐震が大体いつごろ終わるから、いつごろになったらかかれるよというぐらいの展望も町民さんにぜひ明らかにしてあげてもらったら、そうか、何年になったらできるのかと、それまで頑張ろうかという意識も逆に町民の中からきっと出てくると思いますので。

今、何か町長の考えは給食より耐震なんやと。私なんかも、つい聞かれたらそういうふうにお答えをしておりますが、耐震が大体このぐらいでめどがつくので、その次には大体、10年先か8年先か5年先か知りませんが、そのぐらいになったら給食も具体的に考えていきたいよという話を出してもらった方がきっと町民さんに希望が出ると思いますので、そこらあたりの展望はどうですか、町長。ひとつ発表いたしませんか。

以上、2回目の質問です。

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

まず、その審議会とかいろんな委員の比率は、全体的に言ったらまだちょっとわからん部分があるのです。ただ、1つは上富田町の欠点として、例えば保育所の運営審議会というのがあるのです。このときに各保育所から、ひょっとしたら女性の方しか意見を述べる機会があると思うのですが、残念ながら出てくるのは男性ばかりです。これはなぜかといったら、各保育所の保護者代表が男性になっているというような格好です。このときも、極端な例を言いましたら、男性ではなしに、こういう運営審議会へ女性の方から行くよということで保護者会の方で決めてくれたらできるのですが、できないという部分。

それとか、国民健康保険の運営審議会がありますけど、ご存じのように担当の民生常任委員さんとか児童民生委員さんなんかやったら、男性側が送り込んでくるというようなことがあるのです。

先ほど私が言いましたように、こういう役付の場合でも、かねてのことではなしに、女性側がもし出てきて意見を言っていたら、各保育所で保護者会の代表はここだけ、運営審議会は女性として意見を言う機会を設けるというように決めていただけたらできるのですが、残念ながらそういう議論がないような気がするのです。

できたら個々にそういう議論をしていただいて、女性が積極的に意見を言える場へ来

ていただいたら、もう少し登用できるということの工夫を女性側でしていただけるようお願いしたい。要するに断るのではなしに、積極的に女性側で出てきていただけるというような格好のものをお願いしたいと思っております。

もう1点は職員数、現在、116人ですけど、来年は私の考えでは120人を超します。その次も超すかもわからないなど。これは、超しても僕は構わんと思っております。

ただ、そういう中で職員には、外注を優先的にして職員をあまり採用するなということはおっしゃっています。これはなぜかといったら、外注することによって極端に言ったら民間の方に仕事の機会を与えるということが出てくるのです。

できましたら、どの程度の職員数が適正かといったら、これはもう立場によって違ってくると思うのです。そこらのところは外注も踏まえて検討するというので、私は職員に120名を基本に考えてほしいよということをおっしゃっていますので、その点のご理解をいただけるようお願いいたします。

次に、学校給食で人件費が足りなくても、それが地域にはいいのではなからうかということですけど、学校給食にこだわるのか。それは先ほど言いましたように、ほかの教育がどういうふうになるかというのが出てくると思うのです。

上富田町は、先ほども言いましたように防災教育について全然対応していないというのが実態でございます。いつか質問されたと思うんですけど、職員に防災士の資格を取りに行けということで、今年、何名かを資格を取りに行かすようにしております。そういうものを組み合わせてしなければ、当面、できんというような問題があるのです。

ただ、それがいつまでもいいのか悪いのかとなってきたら、やはり学校教育の場へ役場の職員が行くとか、そういうことが問題が出てきますので、できたらそういうことをどういうふうにするとか、学校給食をどういうふうにするとか、ほかの福祉もどういうふうにするかということの議論はしていただいて、極端に言ったら、いつか何かというのが出てきますけど、耐震の事業は次から次へ出てきます。多分これが終わったときであつたら、僕が思うのは、岩田公民館をどうするのかと。

先日も、岩田公民館については雨漏れが多いし、どういうふうにするか。耐震化されていないということで、どういうふうにするかというのがあります。それで、生馬公民館をどうするのかと言われております。その次に言われるのは、もう決まっているのです。岩田の児童館をどうするのかと。これは、もう子供が現実的に一般質問されるのです。耐震化、耐震化と町長は言うけど、岩田の児童館の耐震化はどういうふうにするのかというのを子ども議会でも指摘されているのは事実です。

こういう形で子供の意見を聞いて子供に夢を持たそうと思つたら、そういうものにかに答えるかというのが出てきますけど難しく、これは極端に言ったら皆さんの議論の

中で、お金をどういうふうに配分するかということはやっぱり何年か先に行ったら検討しなければならないけど、そのことは難しいという1つの問題。

もう1つは、今朝も言いましたけど、今の民主党の政治であつたらころころころころ方針が変わる。今日のお昼のラジオを聞いていたのです。もう1個、変わってくる可能性が出てきたのです。何が変わってきたのかといたら、保育所の運営方針が、保育所が問題出てくるので子ども園方式にする。今、1月から総合子ども園方式にする。今日の昼の小宮山大臣の答弁を聞いたら、総合子ども園方式にこだわることはないよというようなことを発言される。国の方針が変わって100%すべて国が持ってくれたら、今の議論はできるのです。

ところが、保育所そのものがいつの間にか3億円のうちで1億円国から来ていたものが町が全部持たんなんというような状況です。これは上富田町だけではないのです。そういうふうに国の方針が決まらん中で、いつの時点ですかというのを答えるというのは非常に難しいということのご認識をいただけるようお願いしたいと思います。

いずれにしても、安定した財政がいつまでも続くという保証はないということが今の地方自治の実態でございます。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本剛士）

2番、木村議員さんのご質問にお答えします。

審議会のパーセンテージの範囲の問題ですが、これにつきましては、いわゆる自治法に定めている附属機関の審議会に限定して答弁差し上げました。具体的には県の調査でこのような調査がされておりました、ほかと比較しやすいということもありまして、そうさせていただきます。

先生ご質問のとおり、男女共同参画の審議に参画するという趣旨では変わってございませんが、ご質問のとおり、指標として何が適正かどうかというのはございますので、今後、自治法以外の審議会につきましても含めるべきかどうか検討いたしまして、適正に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

2番、木村政子君の質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

延 会

議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会をいたします。

次回は、明日6月13日午前9時30分となっておりますので、ご参集願います。

延会 午後2時14分